

報告事項（１）

■国際対応専門委員会の議事概要

企業会計基準委員会

1. 日時 平成 18 年 3 月 20 日（月） 13 時 30 分～15 時 30 分

2. 場所 （財）財務会計基準機構 会議室

3. 議題

（審議事項）

（１） 3 月開催の IASB 会議の議事対応について

- 業績報告
- 概念フレームワーク
- リース

（２） 公開草案等に対するコメント対応

- IFRIC 解釈指針案 D18 「中間財務報告及び減損」

4. 議事概要

（審議事項）

（1） 3 月開催の IASB 会議の議事対応について

● 業績報告

当プロジェクトはセグメント A 及び B に分かれており、セグメント A については、3 月 16 日に IAS 第 1 号修正案として公開草案が公表されている。3 月の IASB 会議では、セグメント B の範囲、目的、原則について審議される予定である。

範囲については、財務諸表の本体における財務情報の構成及び表示を取り扱い、個別金額の認識や測定は扱わないこと、純利益(net income)／損益(profit or loss)を含む財務諸表内の合計や小計の必要性、現在のリサイクリングというメカニズムを変更すべきかどうかを取り扱うこと、完全な 1 組の財務諸表を構成する全ての財務諸表を取り扱うこと、等のスタッフ提案が示されていることが報告された。目的については、「投資家、債権者、その他が、企業の財政状態及びその変動を十分理解し、その情報を将来キャッシュフローの金額、タイミング、不確実性を評価するのに利用することを助けるために、各財務諸表の情報をどのように表示すれば良いかを検討する。」と改訂すると共に、プロジェクト名を「営利企業の財務諸表の表示」に変更するスタッフ提案が示されていることが報告された。また、一体性・比較可能性・首尾一貫性、流動性、価値創造的活動と資本的活動、精度の不確実性及び評価手法、均一なグループという 5 つの作業原則がスタッフから提案されてい

ることも報告された。

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- プロジェクトの範囲を変更すること、プロジェクト名から「業績」を消去し変更すること、原則アプローチをとることに懸念がある。
- 本プロジェクトは、純利益概念を保持するためにリサイクリングのメカニズムをどうするかという議論が根幹であると考ええる。
- 「スタッフは、純利益について表示の問題であると考えているが、純利益の議論は認識・測定との関係を考慮すべきである」との意見に対して、山田 IASB 理事より、この点については議論が分かれているが、資産・負債の変動が損益であり、その損益が性質により直接資本で表示されるか、損益計算書を通じて表示されるか表示箇所が違うという考え方により、スタッフは純利益を表示の問題として捉えているとの回答があった。
- 経営者、投資家とも関心があるのは利益情報である。

● 概念フレームワーク

３月開催の IASB 会議では、フェーズ D の報告企業概念として、企業の定義と報告企業の範囲（個人事業主、支店・セグメント、法的企業の一部である資産及び負債の集まりの分析を通じて）、報告企業の境界についてのいくつかのモデルを示し親会社単体が報告企業となりうるかの議論、企業に対する支配の意味について審議予定であることが報告された。その中で企業の定義として、

「企業とは、資源を配分する能力のある経済単位である。」

また、企業に対する支配の定義として、

「企業に対する支配とは、企業から流れる便益にアクセスし、それらの便益の金額を増加、維持又は防御するために、企業の戦略的な財務及び経営方針を指示する能力である。」と提案されていることが報告された。

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 親会社単体が報告企業となりうるかの議論に関して、単体財務諸表の開示は各国のニーズの問題であると考ええる。
- 親会社単体が報告企業となりうるかの議論は、単体及び連結財務諸表を Entity の財務諸表として説明するのに、どのように Entity を定義するかの問題であるかと考えるが、この議論がどのように役に立つのか不明であると考ええる。

● リース

本プロジェクトは、英国 ASB 先導によるリサーチ・プロジェクトとして行われていたものである。３月の IASB 会議では、リースのプロジェクトを、FASB と共同で行うアジェン

報告事項（１）

ダにあげ、FASB/IASB で共同でディスカッション・ペーパーを 2007 年以降に出すことを目標とし、SAC 会議にも同様の提案を行うという、スタッフ提案が行われる予定であることが報告された。

また、スタッフからプロジェクトの方向性として、G4+1 のペーパーでの提案と同様、現在のオペレーティングとファイナンスリースに分けて処理する方法に代えて、すべてのリースを単一の方法で処理する方法、すなわち、借り手の貸借対照表に資産認識する代わりに、資産の使用権とリース料の支払い義務を負債としてリース期間にわたって認識する方法の開発をめざすことが示されている。

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- リサーチ・プロジェクトが完成していないのにアジェンダとして取り上げられることになったのかという質問に対しては、山田 IASB 理事より、英国 ASB 先導によるリサーチ・プロジェクトでは、全体像は示されず、いくつかの論点の議論のみであったが、担当者の変更になり、検討の結果全体像が見えてきたので 6 月の SAC 会議に向けて議論を行うことになったとの回答があった。
- リース契約を公正価値評価する方向性であるが、有形固定資産であれば取得原価がベースになるので、リースか有形固定資産かで会計処理が大きく変わることに懸念がある。
- リース契約の公正価値が把握可能でないと、すべての会計処理ができない構造になっており、実務上の適用が問題になると考える。
- 概念フレームワークの資産の定義において、支配を現在の権利又は現在の特権と言い換えることが提案されているが（詳細な内容については「[IASB 会議報告（第 54 回会議）](#)」及び「[第 48 回 国際対応専門委員会議事概要](#)」を参照）、リース資産の使用権が資産の定義に含まれることを念頭においていたのかという質問に対しては、山田 IASB 理事より、個別の会計基準を念頭に置いてフレームワークの議論を行うことは禁止されているとの回答があった。
- リースと未履行契約との関係は整理されているかとの質問に対しては、山田 IASB 理事より、未履行契約との関係は議論されていないとの回答があった。

(2) 公開草案等に対するコメント対応

- IFRIC 解釈指針案 D18 「中間財務報告及び減損」

3 月 31 日がコメント期限の IFRIC 解釈指針案 D18 「中間財務報告及び減損」について、年度財務諸表において減損損失の戻入が禁止されるのれん、持分金融商品に対する投資、取得原価で計上されている金融資産について、中間財務諸表でも同様に、減損損失の戻入を禁止するという提案内容が説明された。以下の質疑応答の後、本解釈指針案に対してコメントを提出しない事務局の方針が確認された。

- IAS 第 36 号において、固定資産の減損損失の戻入は認められるのに、のれんの減損損失の

報告事項（１）

戻入が禁止される理由は何かとの質問に対して、山田 IASB 理事より IFRSs では減損の原因がなくなれば戻入を行ってよいという考えであるが、のれんについては、減損の原因がなくなっても価値が戻ることが通常想定されず、測定の信頼性を重視して減損損失の戻入を禁止しているとの回答があった。

以 上